

# 福島ひかり電話 重要事項説明書

平成 30 年 1 月 17 日適用

## 1. 提供事業者名

株式会社ジェイ・エス・エス

## 2. サービス名称

福島ひかり電話

## 3. サービス概要

福島ひかり電話（以下、本サービスといたします。）は、東日本電信電話株式会社（以下、NTT 東日本といたします。）から卸電気通信役務の提供を受けて株式会社ジェイ・エス・エス（以下、当社といたします。）が提供する、光回線を利用した IP 電話サービスです。

## 4. サービスに関する注意事項

- (1) 本サービスの利用には、福島光の契約が必要となります。また、本サービスの契約は、1つの利用回線について1契約とし、その契約者は、利用回線の契約者と同一の者に限ります。
- (2) 転用と同時に NTT 東日本のひかり電話も転用する場合、転用前にご利用中の NTT 東日本のひかり電話は、光回線の転用と同時に自動的に転用されます。  
転用後のサービス内容や料金については、一部変更となる場合があります。
- (3) NTT 東日本が提供している「安心プラン」、「もっと安心プラン」は転用できません。福島光への転用手続き前に NTT 東日本へご連絡の上、「基本プラン」または「ひかり電話 A (エース)」へプランを変更してください。
- (4) NTT 東日本の「ひかり電話」の付加サービス「テレビ電話チョイス定額」は転用できません。転用のお手続き前に NTT 東日本へ「テレビ電話チョイス定額」の解約をしてください。なお、「福島ひかり電話」でテレビ電話をご利用の場合はすべて従量課金となります。
- (5) 「ひかり電話 A (エース)」の月額利用料に含まれる無料通話分は、転用時に繰り越すことはできません。フレッツ光を転用と同時に品目変更となる場合、交換機器工事費等をお支払いいただく場合があります。
- (6) NTT 東日本の加入電話等をご利用のお客様が、本サービスを同一設置場所をご利用いただく場合、現在ご利用中の電話番号をそのまま利用することを番号ポータビリティといたします（一部ご利用いただけない場合があります）。番号ポータビリティのご利用には別途1番号毎に同番移行工事費をいただきます。
- (7) 番号ポータビリティのご利用には加入電話等の休止または契約解除が必要です。加入電話等の休止には別途利用休止工事費が必要となる場合がありますので、加入電話等提供事業者にご確認下さい。
- (8) 番号ポータビリティをご利用している場合で、設置場所を変更（引越し等）する際は、NTT 東日本の加入電話などにおいて同一番号で移転可能なエリア内に限り、移転先で同じ番号をご利用いただくことが可能です。
- (9) 加入電話などの利用休止または契約解約に伴い、休止対象の電話番号でご利用の NTT 東日本にて提供するサービス（割引サービスなど）は解約となります。  
加入権のある NTT 東日本の固定回線サービスを休止せずに契約解除を実施する場合、加入権は消滅しますので、予めご了承下さい。
- (10) 利用休止から5年間を経過し、さらに5年間（累計10年間）を経過してもお客様から利用休止の継続、再利用のお申し出がない場合には解約扱いとなります。詳細は NTT 東日本へお問い合わせください。
- (11) 本サービスはマイライン対象外です。したがって加入電話などから現在お使いの電話番号を継続して本サービスでご利用されるお客さまの場合、マイライン契約は解除されます。

- (12) 本サービスの付加サービス「着信転送サービス」「ナンバーリクエスト」「着信お知らせメール」「FAX お知らせメール」「特定番号通知機能」は、ご契約時には停止状態のためご利用前に電話機等による設定が必要となります。
- (13) 加入電話で「ボイスワープ」「ナンバー・リクエスト」等付加サービスをご利用いただいている場合であっても、再度設定が必要となりますので、必ず設定を行ってください。
- (14) 停電時は緊急通報を含む通話できません。無停電電源装置（UPS）等をご利用いただくことで、一定期間、通話が可能となる場合があります。
- (15) 緊急通報番号（110/119/118）へダイヤルした場合、発信者番号通知の通常通知・非通知にかかわらずご契約者の住所・氏名・電話番号を接続相手先（警察/消防/海上保安）に通知します（一部の消防を除く）。なお、184をつけてダイヤルした場合には通知されませんが、緊急機関側が、人の生命等に差し迫った危険があると判断した場合には、同機関が発信者の住所・氏名・電話番号を取得する場合があります。
- (16) 火災通報装置や非常通報装置、その他高齢者向け等の緊急通報装置を接続する電話回線として、本サービスをご利用いただけない場合があります。詳しくは通報装置の製造会社にお問い合わせください。
- (17) 114（お話し中調べ）等、一部接続できない番号があります。
- (18) 電気通信事業者を指定した発信（0036 や 0033 等番号の頭に 00XY を付加する番号）はできません。一部電話機・FAX 等に搭載されている「固定電話から携帯電話への通話サービスに対応した機能 [例：携帯通話設定機能（0036 自動ダイヤル機能）]」やNTT 製以外の一部電話機・FAX 等に搭載されている「ACR（スーパーACR 等）機能」の動作中は、発信ができなくなる場合があります。本サービスのご利用前に、機能の停止や提供会社へ解約手続きを行ってください。
- (19) 加入電話等でご利用いただける一部サービスはご利用いただけません。また、「着信転送サービス」はNTT 東日本の提供する加入電話等と一部機能が異なります。
- (20) NTT 東日本以外の電話サービスはご利用できない場合（発信不可）がありますので、お客様自身でご契約の各事業者へご確認、ご解約等を実施ください。
- (21) ガス検針等の警報・検針サービスをご利用の場合、ご契約の各事業者（ガス会社、警備会社等）により、扱いが異なります。お客様ご自身で必ずご契約の事業者へ本サービスへの変更連絡を行ってください。「番号お知らせサービス」等をご利用いただくことで、本サービスでも同等のサービスをご利用可能な場合もございますので、ご契約の各事業者へご相談ください。
- (22) NTT 東日本以外の事業者が提供する「着信課金サービス」をご利用の場合、提供事業者において、本サービスは契約可能な回線として指定されていない場合があります。お客様ご自身で必ずご契約の事業者へ本サービスへの変更連絡を行ってください（各事業者との解約手続きが必要となる場合があります）。
- (23) 当社または他事業者が提供する「着信課金等サービス」と「特定番号通知機能」をご利用で、着信課金等サービスを廃止する際は、合わせて「特定番号通知機能」も廃止が必要ですが、廃止しない場合、着信先に廃止した着信課金等サービスの番号が通知され続けますのでご注意ください。なお、当社では他社着信課金等サービスの解約状況を確認することはできません。
- (24) 本サービスにて新規にご利用となる電話番号（加入電話等からの番号ポータビリティではない電話番号）は、解約時に「福島ひかり電話」「福島ひかり電話オフィスタ입」「福島ひかり電話オフィスプラス」以外の電話サービスで継続利用することはできません。
- (25) 本サービスは、本サービスに対応した機器でご利用いただけます。取り扱い説明書等でご確認ください。また、FAX は G3 モードのみご利用いただけるため、G4 モード等のデジタル通信モードではご利用いただけません。スーパーG3 モードの場合、通信環境によりご利用いただけない場合があります。また、G3 モードでご利用であっても、通信相手が ISDN 回線をご利用の場合、通信相手側の機器等の設定によっては FAX 通信ができない場合があります。
- (26) モデム通信については、お客様の宅内環境、通信機器等の影響を受けることがあります。
- (27) 加入電話などご利用のレンタル電話機の継続利用はできません。NTT 東日本「116」へ解約手続きを行ってください。
- (28) 電話機に接続されているドアホンをご利用の場合、屋内配線工事が必要となる場合があります。設置された工事会社様へ確認を行ってください。

(29) 第三者による不正な電話利用等の被害にご注意ください。なお、国際電話を使用しない場合は当社にお申し出いただくことで「国際電話の発信規制」をかけることも可能です。

#### 5. 本サービスの提供にあたって

- (1) 本サービスの利用には、福島光の契約が必要となります。また、本サービスの契約は、1つの利用回線について1契約とし、その契約者は、利用回線の契約者と同一の者に限ります。
- (2) 本サービスの提供エリアは、NTT 東日本が提供する「ひかり電話」の提供エリアに準拠します。
- (3) 設備状況などにより、本サービスのご利用をお待ちいただく場合や、本サービスをご利用いただけない場合があります。
- (4) 回線終端装置またはVDSL装置とおお客様の端末は、LANケーブルで接続してください。

#### 6. 工事について

- (1) 派遣工事が必要な場合、NTT 東日本の工事会社がお客様宅にお伺いして工事を実施します。工事については、引込工事で穴開けや露出配線となる可能性があります。
- (2) 派遣工事が不要な場合、事前にONU等回線終端装置を送付しますので、ご自身で取り付けや設定を行ってください。
- (3) 工事の内容によっては、お申込み時の金額と実際の工事費が異なる場合があります。

#### 7. 変更・解約・移転について

- (1) 本サービス内において、料金プラン・メニュー変更や移転等をご希望の場合は、当社光回線サポートセンターまでお申込みください。
- (2) 料金プラン・メニュー変更や移転等手続き後、回線終端装置の設定変更が必要になる場合があります。設定変更は、ご自身で設定を行ってください。センドバックまたは派遣工事が必要な場合は有償となります。
- (3) 本サービスの解約や移転の場合、お客様ご自身でNTT 東日本に回線終端装置を返却していただく場合があります。返却が無い場合、違約金がかかる場合があります。

#### 8. お問い合わせ先について

- (1) 本サービスに関するお申込み（移転、解約、取消含む）や、故障や料金に関すること等各種お問い合わせは、当社の以下の連絡先をお願いいたします。

株式会社ジェイ・エス・エス 光回線サポートセンター

電話番号：0120-5018-39（フリーダイヤル）

営業時間：平日 9:00～20:00、土日・祝日 9:00～17:30、年末年始休業

#### 9. 保守について

- (1) 当社が提供する設備区間に関する工事情報および故障情報は、当社光回線サポートセンターへお問い合わせください。
- (2) NTT 東日本の設備のメンテナンス等のため、サービスを一時中断する場合があります。本サービスにかかわるNTT設備の工事メンテナンス情報及び故障情報については、NTT 東日本のWebページに掲載されます。
- (3) 回線終端装置をおお客様の責により紛失、あるいは破損した場合、相当金額の請求をさせていただく場合があります。

#### 10. 通信量の制限または通信の停止について

- (1) ご利用料金の滞納、当社の承諾の無い端末その他通信回線との接続等、「福島光 契約約款」または本サービス利用規約の定め違反した場合や、天災、事変その他非常事態の発生、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限または停止することがあります。

#### 11. 契約について

- (1) 利用規約に基づく契約のお承りのご連絡は、ご利用開始日前に郵送する「ご利用内容のご案内」（要保管）をもって代えさせていただきます。
- (2) 契約者が次のいずれかに該当する場合、当社は契約を解除することがあります。
  - ①当社およびご契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合
  - ②料金その他の債務について、支払期限を経過してもなおお支払いいただけないとき
  - ③「福島光 契約約款」に定める契約者の反社会的勢力に対する表明保証および義務の規定に違反したとき

#### 12. 料金請求・お支払いについて

- (1) 月額利用料、工事費等は、別紙料金表の通りです。料金表に記載の無い項目については、別途当社までお問い合わせください。
- (2) 個人のお申込みの場合、本サービスの利用料についてはNTT 東日本が代行請求を行います。注意事項については、「福島光 重要事項説明書」をご覧ください。
- (3) 本サービスの料金計算期間は毎月1日から末日までです。計算期間の途中での新規契約または契約解除のお申込みは、該当する利用期間の日割計算額をお支払いいただきます。なお、新規契約の課金発生日は、開通工事日です。

#### 13. 個人情報の扱い

- (1) 本サービス提供にあたり、サービス提供に必要なお客様の情報をNTT 東日本及びサービス提供に必要な他の事業者等に提供することについて同意していただきます。

#### 14. その他

- (1) 本サービスのお申込みにあたっては、「福島光 契約約款」「福島ひかり電話 利用規約」等をお読みいただき、同意の上、お申込みください。
- (2) 本サービス規約等については、改定に関するお知らせを含め、福島光ホームページに掲載しお知らせいたします。
- (3) 当社は、当社の原因により本サービスを提供しなかった場合は、当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の損害を賠償します。また、当社が当社の提供区間およびNTT 東日本の提供区間を合わせて料金設定している場合でNTT 東日本の原因によりサービスを提供しなかった場合も同様とします。ただし、NTT 東日本が自社の契約約款およびその料金表によりその損害を賠償する場合はこの限りではありません。損害賠償額は影響を受けた日数に対応する本サービスの合計額に限り賠償を賠償します。
- (4) 当社は本サービス提供に関わる設備、電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事において、ご契約者に関する土地、建物、工作物等に損害を与えた場合でやむを得ない理由があった場合はその損害の賠償を行いません。また、当社は本サービス利用規約等の変更により、自営端末設備（ご契約者が設置する端末設備）を変更する場合であっても、その改造等に要する費用は負担しません。
- (5) 記載されている内容は平成30年1月17日現在のものです。

## 別紙 料金表

### 月額利用料（税抜）

プラン	月額利用料
福島ひかり電話	500 円
福島ひかり電話プラス	1,500 円
福島ひかり電話オフィスタイプ	1,300 円
福島ひかり電話オフィスプラス	1,100 円

### 福島ひかり電話対応ルータ月額利用料（税抜）

プラン	月額利用料
福島ひかり電話対応ルータ（ファミリー／マンション）	100 円
無線 LAN カード利用料	100 円

### 付加機能（税抜）

プラン	月額利用料
番号お知らせサービス	400 円
ナンバーリクエスト	200 円
通話中着信サービス	300 円
着信転送サービス	500 円
迷惑電話拒否サービス	200 円
着信お知らせメール	100 円
FAX お知らせメール	100 円
追加番号サービス「マイナンバー」	100 円
複数チャネルサービス「ダブルチャネル」	200 円

### 国内通話・通信料（税抜）

プラン	利用料	
福島ひかり電話への通話（3分）	8 円	
NTT 東日本／NTT 西日本の加入電話、INS ネットへの通話および 117（時報）・171（災害伝言ダイヤル）等への通話（3分）	8 円	
他社固定電話への通話（3分）	8 円	
携帯電話への通話	グループ 1-A（60 秒）	16 円
	グループ 1-B（60 秒）	17.5 円
	グループ 1-D（3 分）	10.8 円
他社 IP 電話（050 番号）への通話	グループ 2-B（3 分）	10.5 円
	グループ 2-C（3 分）	10.8 円

※グループ 1-A（株式会社 NTT ドコモ／ソフトバンク株式会社＜旧ワイモバイル株式会社、2015 年 4 月 1 日～6 月 30 日の商号はソフトバンクモバイル株式会社＞）

グループ 1-B（沖縄セルラー電話株式会社／KDDI 株式会社／ソフトバンク株式会社＜旧ソフトバンクモバイル株式会社＞）

グループ 1-D（株式会社 NTT ドコモ＜ワンナンバー機能により着信する場合＞）

グループ 2-B（株式会社 STNet／株式会社 NTT ぷらら／九州通信ネットワーク株式会社／株式会社 ケイ・オプティコム／ソフトバンク株式会社＜旧ソフトバンク BB 株式会社、2015 年 4 月 1 日～6 月 30 日の商号はソフトバンクモバイル株式会社＞／中部テレコミュニケーション株式会社／東北インテリジェント通信株式会社／楽天コミュニケーションズ株式会社＜旧フュージョン・コミュニケーションズ株式会社＞／株式会社 エネルギア・コミュニケーションズ）

グループ 2-C（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社／株式会社 NTT ドコモ／KDDI 株式会社／ソフトバンク株式会社＜旧ソフトバンクテレコム株式会社、2015 年 4 月 1 日～6 月 30 日の商号はソフトバ

ソクモバイル株式会社>/楽天コミュニケーションズ株式会社<旧フュージョン・コミュニケーションズ株式会社、旧株式会社パワードコム>/ZIP Telecom株式会社/アルテリア・ネットワーク株式会社/Coltテクノロジーサービス株式会社/株式会社アイ・ピー・エス)

工事費 (税抜)

分類	サービス	提供種別	料金
基本工事費	派遣	福島ひかり電話/オフィスタイプ	4,500円
	無派遣	福島ひかり電話/オフィスタイプ	1,000円

詳細な料金一覧は、「福島ひかり電話 利用規約」をご確認ください。